特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会 歯周インプラント指導医制度規則

第1章 総則

- 第1条 本制度は、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会(以下「学会」という)に歯周インプラント 指導医を置き、臨床歯周病学のなお一層の発展と向上を図ることを目的とする。
 - 2. 歯周インプラント指導医が行う役割は次の通りとする。
 - (1) 歯周インプラント認定医を志望する者の指導
 - (2) 地域における臨床歯周病学およびインプラント治療の指導
 - (3) 安全、確実なインプラント治療による患者の QOL 向上

第2章 申請者の資格

- 第2条 歯周インプラント指導医の審査を受けようとする者は、原則として次に掲げる要件を備えていなければならない。
 - (1) 学会歯周病認定医制度指導医であること。
 - (2) 学会歯周インプラント認定医であること。
 - (3) 学会歯周インプラント認定医取得後、7年以上の学会歴を有していること。
 - (4) 歯周インプラント指導医にふさわしい業績を有すること。

第3章 申請の方法

- 第3条 前条の審査を受けようとする者は、次の各項の申請書類に指導医認定申請料を添えて、認定審 議委員会に提出しなければならない。
 - (1) 学会指導医認定証(写し)
 - (2) 歯周インプラント指導医申請書(様式 1-3)
 - (3)業績目録。論文(様式3-1)、学会発表(様式3-2)、学会における活動、地域歯科保健における活動(様式3-3)
 - (4) 歯周インプラント指導医推薦書(様式 4-3)
 - (5) 認定医制度指導医生涯研修記録簿(更新用) (学会における講演発表または症例発表の抄録の写しを添付)
 - (6) 歯周インプラント指導医申請患者一覧:5 症例(様式5-3) 症例は歯周インプラント認定医審査施行細則第4条第1項に準ずる。
 - (7)治療に関する資料(様式6-3、様式7)
 - (8)履歴書(様式8)
 - (9) 歯周インプラント指導医認定申請料 (郵便振替払込金受領証のコピー)

第4章 歯周インプラント指導医の審査・認定及び登録

- 第4条 申請者について認定審議委員会の審査で合否を判定し、理事会の議を経て指導医と認定する。 第5条 前条により歯周インプラント指導医と認定されたものは、指導医登録料を学会へ納付しなけれ ばならない。
 - 2. 前項により納付した者を学会は歯周インプラント指導医として登録し、歯周インプラント指導医認定証及び生涯研修記録簿を交付する。

第5章 資格の更新及び喪失

第6条 歯周インプラント指導医は資格取得後、5年ごとに更新を行わなければならない。

ただし、歯周インプラント指導医は、歯周インプラント指導医の更新をすれば歯周インプラント認定医も更新されたものとする。

歯周インプラント指導医の更新をする者は次の各項の書類に更新申請料を添えて、認定審議委員会へ提出し、書類審査を受けるものとする。

- (1) 歯周インプラント指導医更新申請書(様式5)
- (2) 学会歯周インプラント指導医研修記録簿(様式6)
- 第7条 更新の認定は、認定審議委員会の議を経て理事会で決定する。

- 第8条 歯周インプラント指導医は、次の各号のいずれかに該当する場合、認定審議委員会の答申により、理事会の議を経て、その資格を喪失する。
 - (1)本人が資格の辞退を申し出たとき
 - (2) 資格が更新されなかったとき
 - (3) 指導医の資格を喪失したとき
 - (4) その他、理事会で歯周インプラント指導医として不適当と認めたとき
- 第9条 前条の規定により、歯周インプラント指導医の資格を喪失した者であっても、喪失の事由が消滅したときは、再び認定を申請することができる。

第6章 規則の変更

第10条 本規則を変更する場合は、理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第7章 補則

- 第 11 条 歯周インプラント指導医認定申請料、歯周インプラント指導医登録料及び歯周インプラント指導医更新手数料は別に定める。
- 第12条 本規則に規定していない事項については、特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会歯周インプラント認定医制度規則を準用する。

附則

本規則は平成25年6月15日から施行する。

本規則は一部改正し、平成26年6月21日より施行する。

本規則は一部改正し、平成27年7月18日より施行する。

本規則は一部改正し、令和元年6月22日より施行する。

本規則は一部改正し、令和2年6月7日より施行する。